

# 藩札整理の顛末

池 内 義 資

## 一、貨幣經濟の成立

徳川時代が一に米遣ひ經濟の時代と云はれる所以は、所領の大いさを示すに石高を以てし、大名旗<sub>下</sub>より一般武士に至るまで、その俸祿は米穀を以て表され、租税の收納の如きも亦之を以てする等、財政經濟の基礎は概ね、米穀にあつたからである。米遣ひ經濟は必ずしも交換の媒介物が米に限られたことを意味しない。勿論當時米は或る程度まで貨幣の作用をなしたのであるが、一般交換の媒介物としてはこの時代に於て貨幣が次第に普及した。老人雜話に『世上に金銀の澤山なる事五十年以來(慶長元和)の事なり。台徳院の時作馬不閑と云ふ者所持の雪山と三茶入を金森法師黄金百錠に求む。台徳院御聽に達し其値を與へんとしたまふ。折節三十錠はあつて七十錠は不足せりと云ふ。今の世と甚だ相違す。南都東大寺の奉加に頼朝金五十兩寄進せんと云はれしかども其年早にて調はざりしと云ふ事東鑑に見えたり』と云ひ、玉くしげ別本に『抑々金銀を廣く通用する事は慶長の頃より始まれる事にて其以前はたゞ錢のみの通用なりき』と云ひ、また徂徠の政談には『昔は在々

に殊の外錢拂底にて一切の物を錢にて不買皆米麥にて買たること某田舎にて覺たること也。近來の様子を問合するに元祿の頃より田舎へも錢行渡りて錢にて物を買ふことになりたり』と云へるは、假令貨幣の普及使用が、純然たる貨幣經濟の時代の如く顯著でなかつたにしても、前時代に於て見る能はざりし發達を遂げたことは明かである。かく徳川時代初世以來急激なる貨幣經濟の發展を見たる理由は、この時代に於ける金銀產出額の頓に増加せると、幕府が幣權を掌握し屢々金銀貨の鑄造を行ひしと、參覲交代、大名の江都滯留に多額の貨幣を必要としたると、城下町の成立發達は商工業の發展を促し、武士庶民共に貨幣を使用してその所用に使せしこと等である。

## 二、封建制度の經濟的危機と其對策

『古人は納める所の多少を計りて、出す所の節をなす。故に足らざる事なし。後世は出す所の用度をはかりて納め入るゝの計をなす故、定まりたる正税の外に民を收斂すれども遂に充足の時節なきは納る所のものは限りありて出す所の用度は限なし、かぎりあるものを以てかぎりなき使用にそなふる故、いづれの日か足ることを得べきや』(政語第七則、財用の道  
を論ず、樂翁公遺書上)と云へるは封建制度に於ける財政

計畫の原則を示すものであり、その財政窮乏の原因が奈邊にあるかを指摘するものである。然れども何時までも自然經濟のまゝなれば、この原則も保持することが出來やうけれども、貨幣經濟の發展はこの原則を破綻せしめるの機縁となつた。太平の永續と施政の充實は夙に一定せる財源を枯渇

せしめ、不斷に膨脹する政費の支拂のみにても、既に歳入の全部をあげて尙不足するの状態となつた。加ふるに生活の向上に伴ふ浪費と屢々襲來せる天災の復舊費は、之を求むるに確乎たる財源を發見するを得ない。茲に於て幕府は或は運上を課し、或は御用金を命じ、一時の窮乏を糊塗せんとしたが、到底所期の歳入を得る能はず、僅かに貨幣を改鑄してその品位を貶げ、出目即ち改鑄差益金を以て歳計の辻褄を合せて來た。正徳の貨幣改鑄を除いて屢々繰返された貨幣の改鑄は、この出目政策による幕府財政の唯一の救済策であつた。茲に封建社會に秩序と平和を與へし幣制の基礎を自ら動搖を來した。

次に諸藩の財政状態を見るに、これ亦幕府の財政状態と同じく時代を下るに従つて、愈々窮乏に陥つた。その原因種々ありと雖、幕府が諸藩の實力を殺ぐために樹てた、參觀交代制、土木其他臨時の課役、及び大名の江都滯留の經費、朝鮮聘禮使通過に就いての歡待、並に生活の向上に伴ふ浪費等のために、歳出は常に歳入に超過した。之が對策として諸藩は概ね國産を獎勵し、農民を誅求し、或は商賈に借り、或は家中武士の家祿を削減し、又は拜借金を借る等のことをしたが、就中富商に借款することは、諸藩唯一の財政彌縫策であつた。然し一度借金すれば到底返済の見込なく、其額は累年増加するのみ。遂に『お斷』の不法行爲に出づるもの續出するに至り、ために商賈の損害を蒙るもの多く、貸出は警戒され金融は全く梗塞されるに至つた。然れども自ら貨幣發行權を有し

ない諸藩は幕府に於ける如く改鑄益金に據るが如き簡易なる財政救済策を發見することを得なかつた。茲に於て諸藩は不換紙幣に等しき藩札を濫發して之が救済を企つるに至つた。

### 三、紙幣の發行

我國紙幣の濫觴をたづぬるに、後醍醐天皇が建武年間、大内裏造營の資を得んために、楮幣を發行したこと諸書に散見し、或は『神慮にも違ひ驕誇の端ともなりぬと顰眉智臣も多し』(太平記)と難じ、或は『銅楮併用、交易莫滯』(建武年)と頌してゐるが、『先例未だなき所』(細々記、建武元年二月三日條)と云ひ、『自昔至今、我朝には未用作紙錢』(太平記)と云へるを見れば、楮幣發行は前代未聞の事で一世の驚愕を如實に物語るものである。然れども、果してその流通を見たかは疑問なき能はず。

徳川時代に至り經濟社會の發達と商取引の頻繁安全となるや、一々現金にて取引決済するの煩を避くるために、手形が用ひられ、又一方兩替屋、問丸等の支拂方法として、信用券が發行せられた。これ等は何れも紙幣の起源をなすものであるが、紙幣が純粹の貨幣として使用されるに至つたのは徳川中期以後のことである。

徳川幕府は自ら貨幣發行權を獨占し乍ら、敢て紙幣を發行せず。僅かに幕末外國と通商を開くに及んで、慶應三年六月、兵庫開港につき、貿易決済の圓滑と開港設備費八九十萬兩捻出の必要上、金札發行の建議を納れて、百兩、五十兩、拾兩、壹兩、貳分、壹分の六種十萬兩を製造し、之が流

通を合達したるも、竟に實行を見ずして明治維新となつたから、出目政策による經濟社會の秩序を紊し、その發達を阻害したる罪大なりと雖、更に稅政を重ねざりしは、聊か諒とするに足る、而て幕府の敢てせざりし所を行ひ、愈々經濟社會を攪亂し、幣制を壞亂せしめ、明治政府をして之が整理に莫大の經費と多大の日子とを費さしめたるものは實に諸藩である。

諸藩に於て、最も早く藩札を發行せるものは、越前福井藩にして、寛文元年、松平忠昌は財政困難を救濟せんがために、幕府が曾て同藩に約せる増封を實行せざるを口實として、幕府の許可を受けて發行せしに始まり、之に次ぐものは岡山藩、熊本藩等である。

#### 四、藩札發行の動機

藩札發行の動機は、封内流通の貨幣の數量乏しくして、民間の用を辨ずるに足らず、且又相隣れる藩々悉く之を行ふに、吾獨り之を行はざれば、領内の貨幣は率に隣藩のために悉く吸收されるから、やむなく之を發行した、(小山宮、近代の紙幣、國史輪纂)と云ふ説は共に取るに足らない。その所以は元祿年間已に貨幣は全國に普及し、民用を辨じて餘ありしこと諸書に説く所であり、又隣藩が藩札を發行したため  
に幾分硬貨の流出を見たとしても、元來藩札の流通はその領内限りであるから硬貨の殆ど全部が流出するとは考へられない。それ故に此等の説は只表面を粉飾するヴェールの如きものである。

その眞の動機は諸藩が財政の窮乏に苦しみ、百方之が對策を講じたが、何れも所期の目的を達する

ことを得なかつたから、やむなく「領内へ金札銀札など云へる切手を出して正金銀を引上げ」(世事見聞録)て財政の窮乏を救済するにあつた。

### 五、藩札の發行方法

而てその發行の方法を見るに必ずしも各藩一様ではない。或は勘定方に於て管理し、或は別に一局を設けたるものあり、或は發行の所を一二にするものあり(肥後文獻叢書 官職制度考五)、或は藩政府自ら之を發行すると共に、他方豪商に個人發行を特許した所(伊豫史稿 大洲藩 義)もあるが、概ね札會所を設け(地方凡例 録十一)、(銀札通用之輩)町人の身許確實なるものを任じて、札元となし(景浦直孝、伊豫史精義 松山藩)之が發行引替のことを司らしめた。かくて札元は發行引替の特權を有するから、或は一定の運上の上納を命せられ、或は又特權の代償として時々御用金を命せられた。

### 六、藩札の流通力

幕府は藩札發行を諸藩に許すに當つて、諸種の制限を附したが、その流通地域も原則として、領内限りとした。然るにその信用厚く通用の便利なるものあれば、其隣藩は自國の札を廢して之を用ひたるもあり、或は大阪に引替所を置きて、その藩より大阪迄沿道の諸國皆之を通用せしもありしが、此等は其施設宜しきを得て、信用他封に及びしものである。また近國に魚市場などあれば隣封の札、その所まで行はるゝことは、諸藩共にあつたが、これは、必ずしも信用が厚かつたためとは

云はれない。概してその封内流通も封建的威力によつて之を強行せしめたのが普通である。

## 七、藩札流通の弊害

藩札發行の動機が藩財政の窮乏を救ふにあるが如く不純なものであつたから、その信用程度も大體推測がつくであらう。『四月(元祿十一年)十二日城中會議一決の上、即時に奉行を召し、府庫の金銀の

高を計り、民手の箋を買取て蚤く民の心を安んせんとす、札座の奉行岡島八十右衛門常樹に命じ、

民に出す處の札銀高を府庫の有銀に平均し六分の積を以て之を渡す札壹貫目こ(赤穂義臣傳二)、銀六百目渡(古事類苑泉貨部)と、寛

文を去ること四十一年、幕府の威令尙旺なる時代に於て、已にその兌換準備は六割を出でない。而

して時代を下るに従ひ諸藩の財政愈々窮迫するや兌換の基礎は益々不確實となり、札面に『此札引

替に銀何匁御渡可申候』と記せるも兌換は行はれず、殆ど不換紙幣に等しきものとなつた。されば

人民のこれを嫌惡すること甚だしく、經濟社會は常に不安に脅かされて居た。只僅かに封建的威迫

と硬貨皆無によつてやむなく通用したにすぎない(由利公正、金札を主張(せし原因、國家學雜誌))。かくて藩札を發行して引上

げたる正金銀は、京、大阪等の商賈への負債銷却、或は江戸藩邸の費用に流用し、その補填として

更に藩札を増發した。『此度御領内金札遣に被仰付候ニ付向後正金通之儀御停止被遊候條別紙御定書

を相守札遣滯無之様一統可仕候若相背或ハ似セ札其外謀書之輩有之バ御糺明之上可被處罪科者也』

(河方記、元祿十七年甲申一寶永元年二月朔日)と云へるは領内に於ける硬貨の流通を禁止し、取引決済は藩札のみに依らしめ

たことを示すものであるが、然らざるまでも、硬貨と紙幣と並び流通せば、そこに必然的にグレシヤム法が行はれるから、一定額以上硬貨の使用を禁止した。また民間の取引決済には札遣を命じながら、年貢其他の諸上納物には硬貨を用ふべきことを命じたる（愛媛縣新居郡誌）が如きは、最も雄辯に藩札發行の動機を物語るものではないか。或は兌換を規定し乍ら、その手續極めて煩雜にして、容易に行はれず、濫發の結果は「五七年或は十年餘にして金銀上に集まれば、札會所の引替及延引、後ハ三枚重ねと云ふて縦ば銀札五匁三匁差出せば漸く正銀壹匁相渡候様になり次第に銀札の位劣り其上不殘引上不濟内停止され諸人所持致したる銀札通用止めば虚しき反故と成、寔に士民之難儀無云計中略 諸商賣物も銀札にては決して交易不致様に成行果は『下々の損失成事』（地方凡例錄十一）とは藩札の不信用甚だしく、常に經濟社會を脅威し、兌換規定は存し乍ら全く空文に歸し、兌換の請求増大すれば、札潰とて（銀札御救諸色）藩札の無効を布告する等の不法行爲を敢てした。若又安全に流通したとしてもその流通地域限定され（談海十四、中國）價位複雑なるその製法の不完全にして、損傷し易く、且偽造贋造の容易なる藩札の流通は鋭敏なる經濟社會に適合せざりしは毫も疑を納れない所である。

#### 八、藩札に對する幕府の政策

藩札發行を貨幣制度より見れば、幣制の統一を破り、幕府の特權に屬する幣權の一部を幕府自ら放棄することを意味する。その結果如何なる事態を惹起するかは想像するに難くない。されば之が

發行は幕府の許可を必要とし、その流通地域は領内に限定せられ、通用年限は石高に應じて二十萬石以上は二十年、二十萬石以下は十五年とし、期限到來せば必ず回收すべきことを命ぜられ、また發行額をも制限せられたことは、幕府が快よく之を許したものでないことを證明するに足る。而も之が發行を許さざるを得ざりしは諸藩の財政困窮其極に達し、之が救済に一日を緩うすべからざるものがあつたから、やむなく之を許した必要の害悪なりと云ふが、眞に紙幣の發行を必要としたならば、幕府自ら之が發行を憚り諸藩をして行はしめるが如き手段に出でず、價位を一定し兌換の準備を整へ、その權威を以て自ら發行の局に當り、その流通力を全國的ならしめた方が諸藩をして價位の複雑なる兌換の不確實なる流通力に乏しき藩札を發行せしむるに優ること幾何なるかを知らない。而も自ら好まざる所を他をして行はしめ、その弊、漸く甚だしからんとして此が對策を講せしが如きは、一に儒教の徳治主義的政治經濟思想を實際政治に行はんとせし幕府の政策として、甚だ不可解なものと云はなければならぬ。

寛文元年、越前福井藩主松平忠昌が幕府の許可を受け、剗て、藩札を發行せしより、四十餘年を経て、諸藩札の流通額は累年増加し、ために幕府發行の貨幣の流通を壓迫し弊害漸く顯著となつた。茲に於て寶永二年八月幕府は諸藩に命ずるに藩札通用の起原並に、通用年限の取調上申のこと（享保集成絲綸錄二十）を以てし、次で寶永四年十月『金銀札遣之所々も有是候而札遣無之所通用のため（五、寶永二年八月）』

不宜候條向後札遣停止之事候間其所々に申遣し相達候日より五十日を限相止可被申候事』(享保集成絲綸錄三十二年十月)と令し、斷然その流用を禁止し之が回收を命じた。

然るに其後二十餘年を経て、享保十五年庚戌年六月四日『金銀錢札遣有之所々先年相止候得共向後

は前々札遣仕來候所々は勝手次第に可仕候但札遣致候ハ、御勘定奉行に可被達候右之趣可被相觸候以上』(教令類纂初集六十五)(水野壹岐守殿御渡)とて再び許可したが、茲に注意すべきは『向後ハ前々札遣仕來候所々勝手

手次第』の一句で寶永四年禁令以前已に幕府の許可を得て發行せる諸藩には之を許すも、然らざるものには之が發行を許さない方針を明示したことである。而も諸藩の財政状態は寶永四年禁令の時代よりも更に悪化し、紙幣の必要は一層増大してゐたから、寶永前未發行の諸藩は『札』なる名目を以てせず、他の名目を以て發行した。即ち『何々所預り』の類である。尙又享保十五年再許を令するやその通流年限を改めて、二十萬石以上は二十五年、二十萬石以下は十五年とし、滿期後更に發行を繼續せんとするものは勘定奉行に照合せしむる(教令類纂初集六十五)こととした。

享保以後、幕府は金札遣は禁止し銀札のみに限り、滿期後再發行を申請するも許さず(寶曆集成絲綸錄二十六

年四月)。然るに享保十五年令による發行權既得者にあらざる諸藩にして、新に出願して發行の許可

を得しものあり、發行權未得の藩にして之に倣ふもの續出するに至りたれば、寶曆九年八月『前々より札遣致來候場所并享保十五年以後新規ニ相願濟候分ハ格別、右之外向後新規之場所札遣之儀ハ

難成』(寶曆集成絲綸錄二十)とて新規出願を拒否し、金銭札禁止の旨を令し、また安永三年八月には、これ迄銀札遣一時中絶せるものにして、再出願せば許可せられしも、向後は、假令發行權既得の藩と雖、一旦中絶せば、再出願するも發行を再許せざること(御書留五、安永三年八月)に決した。

次で寛政十年十二月、米札に對し、發行權既得の藩にして、一定の條件を具備し、現行のものは之が流通を許すも、假令發行權既得の藩と雖、一旦中絶せば再許せざること(憲法部類八、金銀)を令し、更に天保七年十二月には、享保十五年乃至寛政十年の令達を無視し、滿期到達後は當然流通を停止すべきものなるにそのまゝ續發し、或は私に銀錢札の外米札酒札等を發行するものあるより、銀札米札にして許可を受けて發行し現行のものを除きその他一切を禁止し、若し之に違反する者あるに於ては斷然處罰すべし(天保集成絲綸錄九十一)と令した。

以上述ぶる如く幕府はその特權たる幣權の一部を分與したるが、綱吉の時代一旦絶對禁止の方針に出で、吉宗に至り、その態度を緩和し、寶永四年禁令の際に於ける發行權既得者のみに再許することゝし、更に銀札に統一し、金、錢、米、酒札を禁じ、發行權既得者と雖、一旦中絶せば再び之が發行を許可せざることゝする等、消極的ながら禁止の方針を持續したるは、幣制の不統一が封建社會の統整を破り、經濟社會の平和を害するの結果となりしを覺つたからである。然も尙斷然禍根の剪除に努めずして徒らに小策を弄し、荏苒歲月を空費せしは彼等の無能を暴露するものである。

已にして天保時代諸侯財政の窮乏著しく、紙幣の必要は愈々増大し、必要の前には幕府の權威を無視し、私に之を發行する者續出し、拾收すべからざる局面を展開するに至つた。これ明かに封建制度の發展を助長せし貨幣經濟が、到底封建制度と合致すべからざる性質のものであり、終に封建制度を征服するに至つたことを示すものである。

### 九、貨幣制度の崩壞

明治維新に於ける、我國貨幣制度を見るに、舊幕府の發行にかゝる金銀貨幣は數次の改鑄によりその形狀、品質不同にして一定の標準を樹つること困難なるの實狀にあり、然かもその間贋造の金銀貨幣横溢し、信用全く地に墜ち、貨幣としての職能を缺くの有様であつた。また一方諸藩は益々不換紙幣に等しき藩札を濫發し、その害毒は劣惡の硬貨に倍するものがあつた。時に明治政府の基礎未だ鞏固ならざるに明治元年正月、鳥羽伏見の役起り、惹いて戰亂地方に波及し、これが征討に莫大なる戰費の支出を必要とし、僅かに徳川氏及び反抗諸藩の所領を沒收して、之に充てしと雖、到底之を支ふるに足らず、やむなく一時機宜の手段として、太政官札四千八百萬圓、民部省札六十萬圓、大藏省兌換證券二百五十萬圓を發行したるが、斯の如きは幣制の改革に多大の禍根を胎すものである。幣制の整理統一は、内國民の經濟的伸張を期し、外、國際間の信用を加へるために一日も忽にすべからざる大事業である。而してこの端を拓きしものは紙幣の整理統一と新貨幣の鑄

造とであるが、藩札の回収は即ち前者の一部をなすものであつた(明治三十年幣制改革始末概序)。

## 一〇、版籍奉還前後に於ける藩札

舊幕時代に於ける、藩札の弊害に就いては、已に述べたる所なるが、維新に際し特に注目すべきことは、封建の餘風を去り、正に中央集權の緒に就かんとする情勢を害し、且又政府發行の太政官札以下の流通(阪谷芳郎、藩札の處分を論ず、國家學雜誌)と兩立せざることであつた。さればこれが整理は一日も緩うすべからざる急務であつたが、その實行の遅々たりしは、もと諸藩の多くはその發行を幕府より許可せられしものなれば、無條件の處分は諸藩の容易に承服せざる所であり、且又政府に於て悉く之を買収する實力なかりしたためであつた。然れども之が發行を放置せば、愈々弊害を助長するものなれば、明治二年版籍奉還のことあるや、政府は『諸藩に於て舊幕府より許可を受、従前製造の楮幣以來其數を増益致し候儀嚴禁被仰出候間是迄御製造總高取調來午の二月中迄に大藏省へ可届出候且御一新後府藩縣に於て楮幣製造の向は以來通用停止被仰出候間此段相達候事但製造無之府藩縣は其趣早々同省へ可届出事』(明治財政史)と令して、向後増發を禁じ、藩札製造高を明治三年二月中に大藏省に届出しめ、維新後發行せる札の通用を停止し、且舊幕府の許可なくして發行せる藩札は不法のものなることを明にした。

然るに府藩縣中私かに、新造増發するものあるを以て、之が禁止を命じ、又商人商社の藩札類似

の切手證券類を發行するものあるを以て、之を禁遏し、且地紙製造所並に製造機械の取締を嚴にした。

### 一、廢藩置縣後に於ける藩札

已にして明治四年七月十四日、廢藩置縣の行はるゝや『貨幣は天下一定の品に可有之候處從來各藩に於て各種の紙幣を製し其通用價位區々に相成不都合の事に候今般廢藩に付ては今七月十四日の相場を以て追て御引換相成候條此旨兼て可相心得事』を布告し(明治財)て、藩札は交換さるべき事、及七月十四日の藩札時相場を以て交換の標準とすることを示した。而てこの布告は舊幕時代屢々札潰の苦き經驗を嘗めたる人民が、廢藩により藩札の無效を疑懼せし時であつたから、人心を鎮靜せしめ、以て廢藩置縣の大業を圓滑に進行せしむるに多大の效果があつた。而も政府は藩札流通の全額を熟知せず、之が引換に幾何の新貨を必要とするかの豫測すらなくして之を宣布したが、更に仔細に検討すれば、七月十四日の藩札時相場を標準とせるは藩札の下落その頂點に達した時であるから、政府の負擔を可及的に輕減したる巧妙なる布告と云はなければならぬ。次で七月十五日府縣に對し藩札通用高の取調を命じたが、その結果當時藩札を發行せる者は、藩二百四十四、縣(徳川氏) 十四、旗下領九で、その種類は金札、銀札、米札、錢札、永札、傘札、緞絲札、鞆轆札等にして各種類中其額面を異にする者大小種々あり合計千六百九十四種にして、その流通高は新貨幣に換算して參千八

百五拾五萬壹千壹百參拾貳圓餘であつた。而して廢藩前にあつてはその流通額は只に之に止らずして、公然政府へ報告せしものゝみにても四千〇參拾六萬壹千〇四拾八圓餘（中、舊縣札七百二十萬〇八千六百八十八圓餘）で、内維新後に發行せるもの參百〇四萬七千八百八拾六圓餘であつた（明治財）が、明治二年十二月五日の布告及其後の嚴令により藩廳自ら回收處分を行ひ多少の減額を見たのである。

而して廢藩置縣後に於ける藩札の不便は、愈々甚しくなつた。その理由は、假令政府が明治四年七月十四日の布告を以て藩札交換を保證したりと雖、人民の不安は容易に一掃せられず益々下落せること、行政區域の變更即ち舊藩領地、旗下領地、代官領地の區分は置縣のため種々に分合せられ藩札流通區域に混雜を生じたこと、四年七月十四日の藩札時相場と新貨幣の價位との比較區々なるため非常なる混亂を生じた。依て政府はなるべく此等の不便を除き流通を便にせんとして種々の方策を講じたが、就中その主なるものは、政府は銀行に命じ藩札の最も下落せる地方の札を買入れしめ札價の吊上を試み（買入額十七萬四、千六百十圓餘）、新貨と藩札の價位を一定するために兩者の價位比較表を作りて之を頒布し（明治四年十二月二十七、日布告、明治財政史）、藩札の流通區域を一定せんために、藩札はその發行したる藩、旗下、代官所の舊官轄のみに流通し、新置縣の管轄區域とは無關係とした。然しこれは一縣内に於て諸種の紙幣が流通區域を異にするの不便があるから、之を改めるために、新置縣内は凡て通用差支なきこと、且藩札に關する事務はその藩札を發行せる舊藩廳所屬の新縣に於て處理することゝし、藩札は

必ず政府に於て交換するから疑念なく通用すべきことを人民に諭告し、その相場變動に乗じて投機買占をなすものを取締つた(明治財政史、阪谷芳郎)。  
(藩札の處分を論ず)。

かくの如く政府はその流通を疏開し、射倖者の取締を嚴にすると雖、之が回收を斷行するにあらざれば到底病弊を根絶すべからからざるを覺りたれば漸く回收の方針を樹つるに至つた。

廢藩置縣の行はるるや政府は各府縣に對し、藩札銷却の見込を上申すべきことを令したが、明治四年十二月十八日改めて藩札は悉皆政府に於て鎖却方法を立案するより上申に及ぶ要なきを令し、藩札準備金を悉く政府に引揚げた。この準備金は正貨の外、政府紙幣、米、甚だしきは藩札等より成り總額三百四十五萬五千〇四十八圓餘であつた。政府はこの藩札準備金中の藩札並に諸藩より起業資金として貸付たる藩札の回收されたるものは直ちに銷却すると共に、諸縣に於て租稅其他に收納せるものは政府に納入して再び發行せざること、したが、かくては之が回收緩漫にして、容易に所期の目的を達成することが出来ない。

## 一二、新紙幣を以て藩札に交換

是より先、政府は維新草創の財政困難を救濟せんがために、太政官札以下三札合計五千九百八十八萬圓を發行したが、その初期に於ては、人民新政府の成立を諒解せずして之が流通極めて圓滑を缺きたるも、兵亂戡定し、人民新政府の成立を諒解するや、漸次その流通額を増加したるも、その製

法の稚拙と紙質の劣悪とは多額の損札を生ずると共に、奸悪の徒が之が贋模を企つるもの頻出し、之が取締嚴重を極めたれども容易に之を絶滅することを得なかつた。

明治三年六月大藏省は案を具して之が改造意見を太政官に稟議し、稍遅れて民部省亦略同様の意見を辨官に致した。茲に於て政府は此等政府紙幣の改造を決意するに至つた。恰も我政府に於て紙幣改造の論喧しき時に當り、ドイツ人ベル、新式の紙幣製造法を我國に傳授せんことを望む旨、同國北部聯邦公使フォン・ブランドに申出でたれば、同公使は四月二十六日付書簡を以て之を外務卿澤宣嘉、外務大輔寺島宗則に紹介した。フォン・ブランドの勧告は我政府當局に十分なる満足を與へたれば、民部省の英國に注文せんことを上申せるを採用せず、新紙幣の製造をフランクフルトの彫刻師ビードンドルフ・シーノーマンに委嘱することに決し、その代表者カールドルフは我代表駐佛辨務使鮫島尙信と明治三年十月ロンドンに會し約定書を作成した。此時印刷せらるべきものは五千萬圓にして、百圓、五十圓、十圓、五圓、二圓半、一圓、半圓、二十錢、十錢の九種七千六百〇四萬枚（後二圓半十枚數十萬を増）にして竣工期限十八ヶ月、これが經費八十四萬三千圓餘である。

已にして明治四年七月十四日廢藩置縣の舉あり、藩札は政府の負擔に歸し之が交換を宣布したが、價位複雑にして通用に不便なる藩札をも新紙幣に交換して政府紙幣を統一するに如かずとなし、明治四年十一月、大藏省は『各舊藩々にて製造發行の紙幣總て政府の紙幣を以て御引換に可相

成に付ては即今索國フランクフォルトに於て製造の紙幣と同一の仕様を以て先般上野敬介彼の地に於ての約定に基き代價並に成工の時限等尙實際便宜の方を取り左の合數の紙幣増製造の儀右彫刻師ビー・ドンドルフ會社へ申付候様致度（明治財政史）と正院に稟議した。この稟議又太政官の納るゝ所となり、鮫島尙信は政府の命を受けてフランクフルトに到り、ビー・ドンドルフ、シー・ノーマンと此が契約を締結し十圓、五圓、二圓、一圓、五拾錢、二十錢、十錢の六種合計一億〇六百六十萬枚金額五千三百五十三萬三千七百五十九圓二十錢の印刷を命じた。

即ち新紙幣の製造は金札贋造の弊を除去し、且藩札紛雜の害を矯正するの目的に出でしものなるも、二者同時に之を計畫せるにあらずして、前者は明治三年六月、大藏省の建議に基き、後者は明治四年十一月の同省の辨官稟議による。

茲に於て明治四年十二月二十七日『維新以來太政官並に民部省發行の金札製造の粗なるより贋造の謀をなすもの間々有之且又從來舊藩々に於て發行の金銀錢札は其所管限り通用の儀に付一般流用の便を失ひ其弊害不少依之今般御多端の折柄莫大の入費を不被厭精工の新紙幣百圓、五十圓、二十圓、十圓、五圓、二圓、一圓、五十錢、二十錢、十錢の各種を製造し來壬申二月十五日より右各種の内差向一圓、五十錢、二十錢、十錢の四種を發行せしめ追々製造成工の都合により從來官藩兩様の金札と引換候條厚き御趣旨を體認し無疑念通用可致尤も一般引換の都合は猶追て相達候義も可有

之依て各種の新紙幣相添此段相達候事』を令し、五年二月十五日より一圓、五十錢、二十錢、十錢の四種の新紙幣を發行して官藩兩札の交換を實行することを布告したが、此等新紙幣は漸く明治四年十二月より我國に輸送さるゝに至つたが、此新紙幣は單に價位と模様とを施すに止まり、之を發行するには大藏卿(朱)出納頭(青)記録頭(肉)の證印、及び明治通寶(朱)を押捺する要あり(明治財、政史)、然るにその印章の如き漸く五年二月に至り竣成せる位なれば、先に布告せる如く五年二月十五日より官藩兩札を交換することは、到底不可能にして、漸く四月に至り、新紙幣三十五萬三千七十三圓餘の發行準備を整へたるに過ぎれば、二者何れかその一を先にせざるべからず。然るに官札の流通漸く疏開し且その贋模の取締嚴重を極めたれば、暫く之を延期し紛雜せる藩札の交換を先にするを便とし、明治四年十二月大藏卿井上馨は『御維新の際太政官並に民部省金札御發行相成候處畢竟其製造の粗雜なるより贋模を謀るもの四方に起り下民其弊害を蒙むるもの不少候に付種々廟議を被爲盡昨年中日耳曼國有名の職工へ御下命有之精工緻密の新紙幣御製造の上疇昔の紙幣と交換の御目的にて五千萬圓御注文相成候内壹圓、五拾錢、貳拾錢、拾錢の四種此程到着仕候に付至急御引換に可相成處先般廢藩被仰出候砌各藩製造の札は悉皆七月十四日の時價を以て御引換可相成旨御布告相成候に就ては官製竝に藩製の分總計致候へば従前御注文の五千萬圓にては御引換に引足らざるより此程特命全權大使歐行の節右へ御注文増に相成候處最初御注文の五千萬圓丈けにても去千八百七十年第十二

月(明治三年十一月)より十八箇月の時日を費さゞれば成功に難相成猶今般増御注文の分を加算仕候得者迎も来る千八百七十二年(明治五年)の末ならでは成功無覺束候然る處廢藩以來一般の收税向當省の管轄に屬し各縣の内不得已情實有之其舊藩札を貢納致候時は請取らざるを得ず然るに右貢納に請取候各縣各種の札を再發行難相成候上は忽ち目下の會計向差支候折柄前顯官札贖札模造の患も追々政府の御嚴令に由り大に其邊懸念無之様相成至急御引換に不相成候とも下民流通の便を失ひ候儀にも不相見且右兩度御注文の全數成功の上ならでは官藩兩様の紙幣御引換濟には難相成候間差向右貢納の舊藩札を斷截の上燒捨代りとして其高相當の新札(即今來着致し候四種の新紙幣)を都下より發行相始め候得ば各縣へは太政官札斷截の舊札に代り流通可致隨て今般御發行の新札も漸次一般に流通可致様相成逐日人民の耳目に慣れ更に新古の區別無之様相成候は必然の勢に有之候間先づ其流通如何の實況を注察し愈々人民一般の好に應じ相信候時は新札(兩度御注文の新札)成功の期を卜定し某年某月日より某年某月日迄に官札竝に諸舊藩札とも可引換旨御布告相成様仕度左候へば御發行の順序大に其當を得可申哉に奉存候(略)』の稟議を正院に提出した(明治財。政史)。

而て右稟議亦正院の納るゝ所となり、廢藩以來各縣より貢納金の一部として收入せる藩札を燒棄し、其額に對して新紙幣を發行し其流通如何を試みた。

かくて準備稍整ひたれば、明治五年四月より新紙幣を以て藩札交換に着手したるも、藩札價位は

五錢未満の小札夥多に上り、而も新紙幣の最小價位は十錢なれば此等五錢未満の小札を一時に引揚ぐることは不可能であり、且又之を引揚ぐれば民間小貨の缺乏を來し取引に支障を來すべければ暫く五錢未満の小札の通用を許すこととし、明治五年七月二十三日第二百七號布告を以て『舊藩々製造紙幣の種類數多にして殊に小札は數枚にて其價位新貨一厘に足らざる品種も有之新紙幣は十錢以上に付總て右引換候ては取引上不利も可有之に付差向五錢以上に當る分のみ引換其以下は追て壹錢、半錢、壹厘の銅貨鑄造の上交換可致就ては右小札當分通用中大藏省より價位比較の印可相渡候條郡邑の區劃と右小札の多寡に従ひ便宜の方法を以て紙幣に致押印通用可爲致尤右押印に取掛り及取扱手續の儀は追て大藏省より可及差圖且其押印に關係の諸入費は追て同省より下渡可申事』を諸縣に令し(明治財政史)、翌八月二十八日大藏省は右布告に基き、第一百十六號達を以て『去月廿三日御布告相成候通舊藩々發行通用の紙幣差向五錢以上の分より交換相始五錢未満の分は新貨相當の價位押印の上令通用候付ては別紙手續相渡候條其通相心得不都合無之様從事可致此段相達候事』を府縣に令し、別紙『官藩楮幣交換並五錢未満押印手續』を以て交換方法を指示した。

如上の手續により五錢以上の藩札交換を開始し明治十二年六月に至つてその完了を見た。而して明治四年九月末日大藏省が府縣の報告に基きて調査せる藩札流通額は、三千八百五十五萬一千一百三十二圓三十一錢なりしも、其後同省に於て特に官吏を派遣し精密の調査を遂げしに、報告高に増

減を生じ、結局政府の負擔と定りしものは、二千四百九十三萬五千百〇九圓八十二錢八厘となつた。今左に藩札交換の計數を示せば、

種別

發行元高調

三八、五五一、一三二・三一〇

届洩計算誤等に依る増額

五四二、八八七・一三六

合計

三九、〇九四、〇一九・四四六

内

兩調査の結果更正減額

一四、四五〇、八一五・八〇〇

差引

二四、六四三、二〇三・六四六

再調査更正額

二四、六四三、二〇三・六四六

新貨藩札價位比較表頒布前の交換にして比較表の價位に比し相場増となりたる高

二九一、九〇六・一八二

合計 (實際政府の引換義務に屬するもの)

二四、九三五、一〇九・八二八

内

新紙幣と交換高

二二、九一〇、一五一・一四八

藩札準備金中の藩札及貸付藩札の返納せられ政府が諸縣より引揚げ直ちに銷却した高

八八八、七四一・五七八

散失高

一、一三六、二一七・一〇二

而て五錢未滿厘以上の小札の押印手續は明治七年一月に至つて略終結を見、押印の上再發行の藩札（五錢未滿厘以上）は合計三百二十一萬八千九十二圓十九錢五厘（明治八年一月大藏省より太政官への上申に三、二二二、差あるは三池外一藩の届洩過剩の分五、七三三圓五二九及五錢以上の札を五錢以下に更正組替のために二〇、八圓五〇八増）であつたが、小貨鑄造成るに従ひ明治七年九月十五日第百二十二號達を以て之が交換を令達し、大藏省は同月二十七日第百號達を以て交換手續を指示し、明治十二年六月に至つて完了し、茲に明治幣制改革に一步を進むることを得たるも未だ幣制の確立を見るまでには相當長き年月を必要とした。